敦賀市立看護大学後援会会則

（名称）
第１条　この会は、敦賀市立看護大学後援会(以下「本会」という。)と称する。

（事務局）
第２条　本会の事務局は、敦賀市立看護大学(福井県敦賀市木崎 78 号２番地の 1)におく。

（目的）
第３条　本会は敦賀市立看護大学(以下「大学」という。)の学生生活及び教育研究活動の向上に寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（１）　学生の福利厚生の増進に関する事業
（２）　学生の課外活動の充実に関する事業
（３）　学生の教育研究の振興に関する事業
（４）　その他本会の目的を達成するために必要な事業

（会員）
第５条　本会の会員は、学生の父母又は保証人で、本会の目的に賛同する者とし、会費を納入したときに会員になるものとする。

（役員）
第６条　本会に次の役員を置く。
（１）　会　長　　１名
（２）　副会長　　１名
（３）　理　事　　８名以内
（４）　監　事　　２名
２　理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。
３　会長、副会長は、理事の中から互選により選出する。

（役員の任期）
第７条　役員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。
（１）会　長　１年
（２）副会長　１年
（３）理　事　２年
（４）監　事　２年
２　役員は、任期満了後も、後任の役員が選任されるまで引き続きその職務を行う。
３　補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）
第８条　役員の職務は、次のとおりとする。
（１）　会長は、本会を代表し、会務を統括する。
（２）　副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
（３）　理事は、本会の事業及び運営について協議する。
（４）　監事は、本会の会計を監査する。

（会議）
第９条　本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し、その議長となる。

２　総会は、全会員をもって構成し、年１回開催する。ただし会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
３　役員会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催する。
４　緊急の際は、役員会をもって総会にかえることができる。この場合、次回総会において事後承認を得なければならない。

（会議の招集方法）
第１０条　会議の招集は、会議の１週間前までにその目的を記した書面または電子メールをもって通知するものとする。

（会議の付議事項）
第１１条　会議の付議事項は、次のとおりとする。
（１）　総会
① 会則の制定、改廃に関する事項
② 役員の選任に関する事項
③ 事業計画及び予算に関する事項
④ 事業報告及び決算に関する事項
⑤ その他本会の運営に関する重要事項
（２）　役員会
① 総会の招集及び総会に付議する事項
② その他本会の運営に関わる必要事項

（会議の議決要件）
第１２条　会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（議決権の行使）
第１３条　会議に出席できない者は、委任状を提出することにより、代理人１名に議決権を委任することができる。

（経費）
第１４条　本会の経費は、会費、寄付金をもって充てる。
２　会費は、５８,０００円（４年分）とし、入学年度に一括納入するものとする。
３　既納の会費、寄付金は返還しない。

（会計年度）
第１５条　本会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（本会の事務の取扱い）
第１６条　本会の事務は、大学教務学生課に委託するものとする。

（雑則）
第１７条　この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則
この会則は、平成２６年７月１５日から施行する。
この会則は、平成２８年６月３０日から施行する。
この会則は、令和５年６月３０日から施行する。